

政策会議付議事案書（令和4年10月6日）

提案課名 財政課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>令和5年度（2023年度）予算の編成について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和5年度予算を編成するに当たり、今後の財政見通しや特に重点的に取り組むべき方向性を全庁的に共有することで、着実かつ効果的な予算とするため、次の3点を内容とした予算編成方針を作成するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 2 予算編成に当たっての基本方針 3 予算要求基準等 	
<p>経過等</p>	<p>令和4年5月 総合計画の財政推計について関係各課に照会 // 8月 // ローリング・財政推計の取りまとめ // 9月 予算編成方針（案）の作成</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和5年度予算編成方針を別添のとおり定めること。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政の現状 (2) 令和5年度の財政見通し（一般財源ベース） (3) 総合計画前期基本計画期間（R3～R7）の財政見通し（一般財源ベース） 2 予算編成に当たっての基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス対策とアフターコロナを見据えた社会経済活動の推進 (2) 総合計画（はだの2030プラン）の着実な推進 (3) 行財政改革の推進 3 予算要求基準等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務運営費（燃料費及び光熱費を除く）は、前年度予算額に対して5%削減した額を、また、燃料費及び光熱費は、前年度予算額と同額を上限とする。 (2) 義務的経費、繰出金及び建設事業費等は、総合計画に係る財政推計値を上限とする。 (3) 詳細については、別途「予算編成事務要領」で定めることとする。 	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和4年10月11日 予算編成事務説明会の開催 // 10月中旬 予算編成方針の公表、議会への情報提供 // 12月下旬 政策部長査定の実施 令和5年 1月中旬～ 市長査定の実施</p>	

令和5年度 (2023年度) 予算編成方針

令和4年10月 日

秦野市政策部財政課

目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	令和5年度の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 1
(3)	総合計画前期基本計画期間（R3～R7）の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 3
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	新型感染症対策とアフターコロナを見据えた社会経済活動の推進	・・・ 4
(2)	総合計画（はだの2030プラン）の着実な推進	・・・ 4
(3)	行財政改革の推進	・・・ 4
3	予算要求基準等	・・・ 5

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

令和3年度は、歳入の根幹となる市税について、新型コロナウイルスの影響による減収は、当初、想定したほどではなかったものの、前年度と比べ、約6億9千万円の減額となりました。

一方で、国税収入が過去最高となったことなどにより、普通交付税や地方消費税交付金は増額となるなど、一般財源ベースの歳入全体では、20億6千万円の増額となりました。

歳出では、人件費は、令和2年度に一部職員の定年延長により増加した退職者数の減などに伴い、約9億7千万円（前年度比約1億4千万円、

1.4%減）となりましたが、扶助費は、子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等への福祉臨時特別給付金の支給等に伴い、約18億4千万円（前年度比約3億3千万円、23.6%増）、公債費は、臨時財政対策債の元金償還額の増などに伴い、約3億4千万円（前年度比約1億1千万円、3.2%増）となり、義務的経費全体では、約35億円の増額となりましたが、一般財源ベースでは、約3億1千万円の減額となりました。

このような結果、令和3年度の実質収支は、約3億4千万円と過去10年間で最大となり、財政調整基金については、適正残高の目安としている30億円を超える額を確保することができました。

しかしながら、少子・超高齢社会が本格化する中で、今後も、市税の減少や社会保障費等の増加により、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

そのような状況の中にあっても、歳入確保の取組や効果的な事業の実施により、総合計画（はだの2030プラン）に掲げた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルスや激甚化する自然災害、さらには、物価高騰への対応など、新たな財政需要にも迅速かつ的確に対応する必要があります。

(2) 令和5年度の財政見通し（一般財源ベース）

ア 歳入

内閣府の月例経済報告（令和4年9月）では、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある

る。」としています。

こうした見通しを踏まえ、市税収入については、社会経済活動の正常化が進んでいくことを見込み、市税全体では、約222億5千万円（前年度比約1億5千万円、0.7%増）としました。

また、普通交付税の算定においては、高齢化の進行や被生活保護者数の増加などによる基準財政需要額の増が基準財政収入額の増を上回ることが見込まれます。そのため、財源不足を補う普通交付税とその代替財源である臨時財政対策債の合計は、前年度と比べ、約1千万円増の56億6千万円とし、その内訳は、普通交付税は、約39億6千万円（前年度比約2億8千万円、6.6%減）、臨時財政対策債の発行可能額は、約17億円（前年度比2億9千万円、20.6%増）を見込んでいます。

また、財政調整基金の繰入金を前年度と同額とした場合、歳入全体では、約338億9千万円（前年度比約1億8千万円、0.5%増）の見込みとなります。

イ 歳出

扶助費は、被生活保護者数の増加等により、前年度と比べ、約1億1千万円増額するものの、人件費は、定年の引上げに伴う退職金の減などから、約2億3千万円の減額を見込んでいます。これらに公債費を加えた義務的経費全体では、約169億9千万円（前年度比約1億4千万円、0.8%減）を見込んでいます。

その一方で、社会保障分野の介護保険や後期高齢者医療の各事業特別会計への繰出金が増となるほか、業務運営費や総合計画に基づく建設事業費等の増加が見込まれることから、一般財源全体では、前年度と比べ、約15億8千万円増の約352億9千万円となる見込みです。

ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、令和5年度は、約14億円の財源不足となる見込みです。また、今後のウクライナ情勢等の動向によっては、現状の水準を超える物価高騰等による影響が生じ、さらなる財源が必要となる可能性があります。

不足する財源については、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金の繰入れや市債の発行による対応などが考えられますが、令和6年度及び令和7年度に多額の財源不足が見込まれることから、まずは、歳入の確保と事業の見直しを徹底することで解消に努める必要があります。

○令和5年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※令和4年10月1日現在

区分		5年度見込 (B)	4年度当初 (A)	増減 (B-A)
歳入	市税	222.5 億円	221.0 億円	1.5 億円
	地方消費税交付金	33.8 億円	34.5 億円	△ 0.7 億円
	地方交付税のうち普通交付税	39.6 億円	42.4 億円	△ 2.8 億円
	臨時財政対策債	17.0 億円	14.1 億円	2.9 億円
	財政調整基金繰入金	4.4 億円	4.4 億円	0.0 億円
	その他	21.6 億円	20.7 億円	0.9 億円
		338.9 億円	337.1 億円	1.8 億円
歳出	職員給与費	76.3 億円	78.6 億円	△ 2.3 億円
	報酬等(会計年度任用職員)	12.0 億円	11.9 億円	0.1 億円
	扶助費	47.5 億円	46.4 億円	1.1 億円
	公債費	34.1 億円	34.4 億円	△ 0.3 億円
	繰出金	67.0 億円	63.8 億円	3.2 億円
	二市組合分担金	11.4 億円	12.0 億円	△ 0.6 億円
	建設事業費等	36.2 億円	24.3 億円	11.9 億円
	その他	3.6 億円	3.6 億円	0.0 億円
	業務運営費	64.8 億円	62.1 億円	2.7 億円
	計	352.9 億円	337.1 億円	15.8 億円
歳入－歳出		△ 14.0 億円	0.0 億円	△ 14.0 億円

(3) 総合計画前期基本計画期間（R3～R7）の財政見通し（一般財源ベース）

総合計画の前期基本計画期間（令和3年度～令和7年度）の財政見通しは、歳入においては、少子・超高齢社会の本格化に伴う、生産年齢人口の減少などにより、その根幹となる市税収入は、減少傾向が続くと見込んでいます。

一方、歳出においては、高齢化の進行に伴い、扶助費や介護保険及び後期高齢者医療の各事業特別会計への繰出金など、社会保障費の増加が続くと見込んでいます。また、建設事業費等について、総合計画のローリングにおいて新たな事業を見込んだことや事業の進捗により、令和6年度及び令和7年度に大きく増加することが見込まれます。

そのため、歳入の確保に最大限取り組むとともに、建設事業の平準化や経常的経費である業務運営費の縮減により収支の均衡を図る必要があります。

2 予算編成に当たっての基本方針

以上の財政状況を踏まえ、次の3点を令和5年度予算編成に当たっての基本方針とします。

(1) 新型コロナウイルス対策とアフターコロナを見据えた社会経済活動の推進

新型コロナウイルスから市民の命と健康を守るとともに、物価等が高騰する状況の中で、アフターコロナを見据え、市民の暮らしや地域経済を守り、発展させる施策については、最優先に予算を配分します。

(2) 総合計画（はだの2030プラン）の着実な推進

総合計画（はだの2030プラン）リーディングプロジェクト「“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクト」として位置付けられた施策には優先的に予算を配分します。

特に、本年4月に新東名高速道路の本市区間が開通したこの好機を捉え、他市には無い本市ならではの資源や魅力を最大限活用し、全国屈指の森林観光都市の実現に向けた取組を展開する必要があります。また、加速するDX（デジタルトランスフォーメーション）の動きを捉え、住民の利便性向上と業務の効率化を目指すとともに、本年3月に策定した「地球温暖化対策実行計画」に基づき、2050年度のゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進める必要があります。

このようなことから、市域北側の「表丹沢魅力づくり構想」と市域南側の「小田急線4駅周辺のにぎわい創造」を一体的に進める施策や、「デジタル化」、「カーボンニュートラル」を推進する施策については、積極的に予算を配分します。

(3) 行財政改革の推進

本市の総合計画は、財政的な裏付けをもった計画であり、行財政改革の実施による効果額を前提としていることから、「はだの行政サービス改革基本方針実行計画」に示す「仕事の改革」、「職員（ひと）づくりの改革」、「担い手をつくる改革」、「公共施設の改革」、「歳入・歳出面の改革」の5つの改革の柱の取組を着実に進めます。

また、コロナ禍を通じた市民のニーズや生活様式等の変化を捉え、既存事業の廃止や統廃合など、これまでの取組や仕組みをゼロベースで見直すことで、より効果的な事業に再構築することとします。

3 予算要求基準等

令和5年度の各事業の所要額については、次の予算要求基準及び別に定める「予算編成事務要領」に従い、必要額を見積もることとします。

< 予算要求基準 >

経 費	上 限
業務運営費 (燃料費及び光熱費を除く)	前年度予算額に対して5%削減した額 (部等全体の一般財源ベース)
業務運営費 (燃料費及び光熱費)	前年度予算額と同額 ^{※1}
扶助費などの義務的経費	総合計画に係る財政推計値
各特別会計への繰出金	
建設事業費等 ^{※2}	

※1 高騰による影響分については、財政課において対応する。

※2 総合計画に基づく建設事業費や新規施策とし、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

政策会議付議事案書 (令和4年10月6日)

提案課名 市民税課 資産税課

報告者名 渋谷 寛 入野 義郎

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて		資料 有
目的・必要性	<p>令和3年度及び令和4年度の地方税法の一部改正に伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。(地域決定型地方税制特例措置：わがまち特例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の保護と下水の水質基準を満たすため、下水道の排水区域内の事業者が設置する下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、軽減率の範囲が見直されたことに伴い、必要な改正を行うもの。 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する税制措置として、中小企業等経営強化法に基づき、中小事業者が取得した先端設備等に適用する固定資産税の課税標準の特例措置が、令和4年度末に廃止されることに伴い、条例上必要な改正を行うもの。 		
経過・検討結果	<p>【法律の公布の経過】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和5年4月1日) 上記2が該当 2 令和4年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和4年4月1日) 上記1が該当 		
決定等を要する事項	<p>秦野市市税条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道法に規定する除害施設に係る固定資産税の課税標準の軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を4分の3から5分の4に引き上げること。 2 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に適用する固定資産税の課税標準の特例率を「零」とする規定を削除すること。 3 移動が生じた引用条項を改めること。 		
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年11月 2 令和4年12月 	<p>令和4年12月第4回市議会定例会に上程 公布の日から施行、認定先端設備は令和5年4月1日から施行 税制度改正周知(広報紙、ホームページ等)</p>	

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するものであります。

- (1) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準について、軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げること。
- (2) 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に係る固定資産税の課税標準について、軽減措置が廃止されたことに伴い、その特例率を削除すること。
- (3) 移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 3 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改める。

附則第 2 4 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」に改める。

附則第 2 5 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」に改める。

附則第 2 6 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」に改める。

附則第 2 7 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」に改める。

附則第 2 8 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」に改める。

附則第 2 9 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」に改める。

附則第 3 0 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改める。

附則第 3 1 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改める。

附則第 3 2 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 3 3 項中「法附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」を「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 3 4 項中「法附則第 1 5 条第 3 0 項」を「法附則第 1 5 条第 2 9 項」に改める。

附則第 3 5 項中「法附則第 1 5 条第 3 4 項」を「法附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 3 6 項中「法附則第 1 5 条第 3 5 項」を「法附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 3 8 項を削り、附則第 3 9 項を附則第 3 8 項とし、附則第 4 0 項から

第55項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第38項を削り、附則第39項を附則第38項とし、附則第40項から第55項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第23項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された除害施設に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する先端設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
附 則	附 則
1-22 (略)	1-22 (略)
23 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、 <u>5分の4</u> とする。	23 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
24 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	24 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
25 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	25 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
26 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	26 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
27 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	27 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
28 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。	28 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。
29 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。	29 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。
30 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。	30 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。
31 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。	31 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 3 2 法附則第15条第26項第3号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 3 3 法附則第15条第26項第3号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 3 4 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、3分の2
とする。
- 3 5 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の1
とする。
- 3 6 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2
とする。
- 3 7 (略)
- 3 8 - 5 4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第38項
を削り、附則第39項を附則第38項とし、附則第40項から
第55項までを1項ずつ繰り上げる改正規定は、令和5年4月
1日から施行する。

- 3 2 法附則第15条第27項第3号ロの条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 3 3 法附則第15条第27項第3号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 3 4 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2
とする。
- 3 5 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の1
とする。
- 3 6 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2
とする。
- 3 7 (略)
- 3 8 法附則第64条の条例で定める割合は、零とする。
- 3 9 - 5 5 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例附則第23項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された除害施設に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する先端設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例について、次のとおり改正するものです。

※ わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において、地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みのこと。

(1) 下水道法に規定する除害施設に係る特例の見直し（附則第 2 3 項）

ア 改正の概要

下水道法に規定する除害施設に係る軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げるものです。

イ 対象設備及び特例率

対象設備	現 行		改正後	
	特例率	参酌基準	特例率	参酌基準
下水道 除害施設	3 / 4	3/4 を参酌し 2/3 から 5/6 の 範囲内	4 / 5	4/5 を参酌し 7/10 から 9/10 の範囲内

ウ 取得期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

エ 適用対象

令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、公共下水道の供用が開始された日前から事業を行う者が設置する除害施設に限定するものです。

(2) 先端設備等に係る特例の削除（改正前附則第 3 8 項）

認定先端設備等導入計画に従って中小企業が取得した先端設備等に係る特例率を「零」とする特例を削除するものです。

2 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めるものです。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、附則第 3 8 項を削り、附則第 3 9 項を附則第 3 8 項とし、附則第 4 0 項から第 5 5 項までを 1 項ずつ繰り上げる規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

1 概要

地方税法の規定に従い、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるわがまち特例の改正を行うもの。

特例率を自治体が独自に設定するもの

税の算出基礎となる「課税標準額」に減額割合「特例率」を掛けるもの

2 役割分担

国
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の①軽減対象となる資産、②対象資産の取得期間、③適用期間等の設定 ④参酌基準（標準とするべき特例率）の提示
各自治体
<ul style="list-style-type: none"> ④参酌基準を参考に課税対象となる特例率を自主的に判断し条例で決定

3 わがまち特例の主な対象資産

特例対象資産	参酌	市率
下水道除害施設（改正事項1）	3/4	3/4
先端設備（改正事項2）	0～ 1/2	0
再生可能エネルギー事業（太陽光等）	2/3	2/3
浸水防止用設備	2/3	2/3
保育事業（家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	1/2	1/3
サービス付高齢者住宅	2/3	2/3

改正事項 1 下水道除害施設の特例の見直し

1 概要

下水道施設の保護と下水の水質基準を満たすための施設（例：PH調整槽、加圧浮上分離装置など）の軽減措置が見直されたことに伴い、その特例率を引き上げるもの。

2 新旧比較

項目	旧	新	備考
課税対象資産の特例率	3/4	4/5	引き上げ
参酌基準	3/4（2/3から5/6の範囲内）	4/5（7/10から9/10の範囲内）	引き上げ
資産取得期間	H24.4.1-R4.3.31	R4.4.1-R6.3.31 （令和5年度課税より適用）	2年延長
適用対象	下水道法に規定する除害施設	旧に加え、 <u>R4.4.1以後に供用開始の公共下水道区域で、供用開始前から当該地で事業を行っている者</u>	縮減

3 課税対象資産の特例率を4/5とする理由

- ・ 国の参酌基準を尊重
- ・ 県内他市の動向（19市中17市が参酌基準）
- ・ 関係課（下水道施設課、生活環境課、産業振興課）の意見（「意見なし」）
- ・ 現状対象事業者は存在しないため、参酌基準を採用

改正事項 2 先端設備等に係る特例の削除

1 改正概要

時限立法に伴う措置の廃止に伴い、認定先端設備等導入計画に従って中小企業が取得した「先端設備」に係る特例率を「零」とする特例を削除するもの。

2 制度概要

項目	内容
特例対象資産	中小企業等経営強化法に基づく中小事業者による認定先端設備等導入計画に係る「先端設備」等
課税対象資産の特例率	零（県内自治体すべて）※税負担なし
適用対象となる資産取得期間	H30.6.6-R3.3.31 R3.4.1-R5.3.31（延長）
特例適用期間	取得翌年度から3年間

3 その他

令和5年3月31日までは附則により、「なお従前の例による」と表記し、特例対象を継続するもの。

政策会議付議事案書 (令和4年10月6日)

提案課名 選挙管理委員会事務局

報告者名 國廣 太清

<p>事案名</p>	<p>秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布、同日施行され、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に規定する限度額についても所要の改正をするものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 前回の改正 平成28年12月（公職選挙法施行令の一部改正による。） 2 令和4年4月6日 公職選挙法施行令の一部を改正する政令 公布・施行 3 県内各市（政令市を除く。）の対応状況について 直近で市長又は議員選挙の執行がない座間市及び鎌倉市を除き、1市が6月議会で改正済み、12市が9月又は12月議会での改正予定となっております。 なお、改正する全ての市において、その内容は、政令に準じた額となっております。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>選挙公営に要する経費に係る限度額の単価を、政令に準じて引き上げること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 令和4年11月 条例の一部改正の議案上程（施行は、公布の日から） 2 改正条例が適用される主な選挙 (1) 秦野市議会議員選挙（令和5年9月10日任期満了） (2) 秦野市長選挙（令和8年1月30日任期満了）</p>	

議案第 号

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市条例第 号

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第2号中「15,800円」を「16,100円」に改め、同表第3号中「7,350円」を「7,700円」に改める。

第6条第1項本文中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条第2項中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
(公費による自動車使用の範囲)		(公費による自動車使用の範囲)	
第3条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約（以下「届出契約」という。）によりその候補者が一般運送事業者その他の者（以下「一般運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものを、その一般運送事業者等の請求によりその一般運送事業者等に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。		第3条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約（以下「届出契約」という。）によりその候補者が一般運送事業者その他の者（以下「一般運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものを、その一般運送事業者等の請求によりその一般運送事業者等に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。	
届出契約の区分	支払う金額	届出契約の区分	支払う金額
(略)		(略)	
(2) 自動車の借入契約（以下この表において「自動車借入契約」という。）	自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の自動車を使用されるときは、その候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）について、自動車として使用された各日について支払うべき金額（その金額が <u>16,100円</u> を超えるときは、 <u>16,100円</u> ）の合	(2) 自動車の借入契約（以下この表において「自動車借入契約」という。）	自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の自動車を使用されるときは、その候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）について、自動車として使用された各日について支払うべき金額（その金額が <u>15,800円</u> を超えるときは、 <u>15,800円</u> ）の合

	計金額
(3) 自動車の燃料の供給に関する契約	自動車に供給した燃料の代金（既に供給した燃料の代金と合算して、 <u>7,700円</u> にその候補者が法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出をした日からその選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないときは、その理由が生じた日）までの日数（一般運送契約が締結されている日数を除く。）を乗じて得た金額を超えない部分の金額であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限る。）
(略)	

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（7円73銭を超えるときは、7円73銭）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金

	計金額
(3) 自動車の燃料の供給に関する契約	自動車に供給した燃料の代金（既に供給した燃料の代金と合算して、 <u>7,350円</u> にその候補者が法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出をした日からその選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないときは、その理由が生じた日）までの日数（一般運送契約が締結されている日数を除く。）を乗じて得た金額を超えない部分の金額であることについて、委員会が定めるところにより委員会が確認したものに限る。）
(略)	

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（7円51銭を超えるときは、7円51銭）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金

額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、541円31銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和58年秦野市条例第6号）により設置するポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超えるときは、単価の限度額とする。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、525円6銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和58年秦野市条例第6号）により設置するポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超えるときは、単価の限度額とする。

3 (略)

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて（骨子）

1 条例改正の目的

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日公布、同日施行され、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に規定する限度額についても所要の改正をするものです。

2 改正の概要

選挙運動	区分	改正単価	現行単価	備考
自動車使用 1日当たり	一般運送契約	改正なし	64,500円	ハイヤー等
	自動車借入れ	16,100円	15,800円	一般運送契約以外
	運転手の雇用	改正なし	12,500円	
	燃料費	7,700円	7,350円	
ビラ作成	一枚当たり	7円73銭	7円51銭	議員選挙は 4,000枚、 市長選挙は 16,000枚まで
ポスター 作成	一枚当たり	541円31銭	525円6銭	市内269か所
	企画費	316,250円	310,500円	

3 前回の改正

- (1) 時期 平成28年12月
- (2) 理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴うもの

選挙運動費用の公費負担条例改正による影響額について

令和4年9月
選挙管理委員会事務局作成

1 市長選挙

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

ア 自動車借入れ（1日当たり） 最大7日 (単位：円)

	単価	公費負担額	増分
改正前	15,800	110,600	
改正後	16,100	112,700	2,100

イ 燃料費（1日当たり） 最大7日

	単価	公費負担額	増分
改正前	7,350	51,450	
改正後	7,700	53,900	2,450

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営 上限16,000枚

	単価	公費負担額	増分
改正前	7.51	120,160	
改正後	7.73	123,680	3,520

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営 269か所

	単価	公費負担額	増分
改正前	1,680	451,920	
改正後	1,717	461,873	9,953

候補者1人当たり影響額（最大） 18,023

【参考】R4執行時候補者数 2人 36,046

2 市議会議員選挙

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

ア 自動車借入れ（1日当たり） 最大7日 (単位：円)

	単価	公費負担額	増分
改正前	15,800	110,600	
改正後	16,100	112,700	2,100

イ 燃料費（1日当たり） 最大7日

	単価	公費負担額	増分
改正前	7,350	51,450	
改正後	7,700	53,900	2,450

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営 上限4,000枚

	単価	公費負担額	増分
改正前	7.51	30,040	
改正後	7.73	30,920	880

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営 269か所

	単価	公費負担額	増分
改正前	1,680	451,920	
改正後	1,717	461,873	9,953

候補者1人当たり影響額（最大） 15,383

【参考】R元執行時候補者数 28人 430,724

政策会議付議事案書（令和4年10月6日）

提案課名 警防課

報告者名 三川 敏明

<p>事案名</p>	<p>秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>③ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>消防団員数は全国的に減少傾向が続いていることから、本市におきましても、消防団員の処遇改善の一環として、令和3年4月1日付けで、「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正を実施し、年額報酬及び費用弁償の支給額を見直しました。</p> <p>その後、消防庁長官から、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出され、その中で、出動報酬が創設されたことやその支給額の基準として標準額が示されたことから、消防団員の処遇の改善に向けた必要な処置として、これまでの費用弁償を出動報酬に改めるとともに、国が示す標準額と均衡を図るため、条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和41年3月25日 「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」施行以降、報酬について14回及び費用弁償について、9回条例を改正する。 2 平成23年10月28日 消防長長官から、消防団の充実強化について、消防団員の処遇改善（報酬、費用弁償引き上げ）に係る助言として通知が発出される。以降、処遇改善について9回の通知が発出される。 3 令和3年4月1日 「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正を実施。年額報酬を一律6,000円引き上げ、費用弁償として出動手当を2,600円から2,700円に引き上げる。 4 令和3年4月13日 消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官通知が発出され、費用弁償を出動報酬に改めるとともに、年額報酬及び出動報酬の標準額が示される。 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>「秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を次のとおり改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときに費用弁償として支給していた出動手当を、報酬として出動報酬に改める。 2 出動報酬の額については、水火災又は地震等の災害（4時間以上の職務）に従事した場合は1日につき8,000円とし、水火災若しくは地震等の災害（4時間未満の職務）又は警戒に従事した場合は4,000円、訓練等に従事した場合は3,500円の支給とする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和4年12月 令和4年12月市議会定例会に条例改正議案を提出 令和5年4月1日 改正条例の施行</p>

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正することについて

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和 4 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、その継続的な活動の維持を図ることを目的として、これまで費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更し、及びその額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

消防団員に、報酬として年額報酬及び出動報酬（災害、警戒、訓練等の職務に従事した際の報酬をいう。以下同じ。）を支給するものとし、それぞれの額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第12条第2項本文を次のように改める。

年額報酬は、毎年度末に支給し、出動報酬は、毎年度4月分から9月分までを10月末日に、10月分から翌年3月分までを4月末日に支給する。

第12条第3項前段及び第4項前段中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第13条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1中「報酬額（年額）」を「年額報酬の額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	出動報酬の額（1日につき）
災害（4時間以上の職務に従事）	8,000円
災害（4時間未満の職務に従事） 又は警戒	4,000円
訓練等	3,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関

する条例第12条に規定する出勤報酬は、施行日以後に出勤した職務について適用し、施行日前に出勤した職務については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、あらかじめ指定された出動区域内において<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員に、報酬として年額報酬及び出動報酬（災害、警戒、訓練等の職務に従事した際の報酬をいう。以下同じ。）を支給するものとし、それぞれの額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>年額報酬は、毎年度末に支給し、出動報酬は、毎年度4月分から9月分までを10月末日に、10月分から翌年3月分までを4月末日に支給する。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。</p> <p>3 新たに消防団員となった者の<u>年額報酬</u>は、その月分から支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>4 辞職若しくは免職又は死亡により消防団員を退職したときは、</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 消防団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、あらかじめ指定された出動区域内において<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない</u>。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の報酬は、毎年度末に支給する。</u>ただし、市長が必要と認めるときは、他の時期に支給することができる。</p> <p>3 新たに消防団員となった者の<u>報酬</u>は、その月分から支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>4 辞職若しくは免職又は死亡により消防団員を退職したときは、</p>

その日が属する月までの年額報酬を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 5 (略)
(費用弁償)

第13条

消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。

- 2 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分	年額報酬の額
(略)	

別表第2 (第12条関係)

区分	出勤報酬の額 (1日につき)
災害 (4時間以上の職務に従事)	8,000円
災害 (4時間未満の職務に従事) 又は警戒	4,000円
訓練等	3,500円

その日が属する月までの報酬を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 5 (略)
(費用弁償)

第13条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表第2に定める出勤手当を支給する。

2 消防団員が公務のために出張したときは、費用弁償として別表第3に定める旅費を支給する。

- 3 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分	報酬額 (年額)
(略)	

別表第2 (第13条関係)

区分	出勤手当額 (1回につき)
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条に規定する出動報酬は、施行日以後に出動した職務について適用し、施行日前に出動した職務については、なお従前の例による。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正することについて

1 条例改正の背景

消防団員数は全国的に減少傾向が続いていることから、本市におきましても、消防団員の処遇改善の一環として、令和3年4月1日付けで、秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を実施し、年額報酬及び費用弁償の支給額を見直しました。

その後、消防庁長官から、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出され、その中で、出動報酬の創設やその支給額の基準の策定など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な処置が示されたことから、これまで費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更するとともに、国が示す標準額と均衡を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 出動報酬の創設

消防団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事した際に、費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に変更し、報酬として支給します。

(現行)

08 (消防費) 01 (消防費) 02 (非常備消防費)
002 (火災出動等費用弁償) 09 (旅費)



(改正)

08 (消防費) 01 (消防費) 02 (非常備消防費)
001 (団員報酬) 01 (報酬) 内に出動報酬を創設する。

(2) 出動報酬額

総務省消防庁から示された支給基準額を踏まえ、また、近隣市町村の状況等を考慮して、災害時等の出動報酬の額を1日につき、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)(4時間以上の職務)に従事した場合は8,000円、災害(4時間未満の職務)又は警戒に従事した場合は

4,000円、訓練等に従事した場合は3,500円の支給とします。

(現行)

区分	出動手当額 (1回につき)
水火災その他の災害	2,700円
警戒、訓練等	2,600円



(改正)

区分	出動報酬の額 (1日につき)
災害 (4時間以上の職務に従事)	8,000円
災害 (4時間未満の職務に従事) 又は 警戒	4,000円
訓練等	3,500円

※ 年額報酬 (団員階級42,500円) につきましては、国が示す標準額 (団員階級36,500円) 以上であるため、現行のままとします。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。